介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払契約書

　磐田市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の受領委任払いに関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、法第44条第1項に規定する特定福祉用具又は法第56条第1項に規定する介護予防特定福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を販売したときは、当該特定福祉用具を購入した法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者」という。）が支給を受けるべき福祉用具購入費について、当該居宅要介護被保険者の委任に基づき、これを受領することができる。

２　乙は、前項の委任を受けたときは、特定福祉用具の販売代金として当該居宅要介護被保険者に請求すべき金額（以下「請求すべき金額」という。）から当該特定福祉用具に係る福祉用具購入費に相当する金額を控除するものとする。

３　甲は、乙が前項の規定による控除後の請求すべき金額を当該居宅要介護被保険者に対し請求し、これを徴収したときは、当該居宅要介護被保険者に支給すべき福祉用具購入費を乙に支払うものとする。

（支払の方法）

第2条　前条第3項の規定による支払は、乙の指定する口座への振込みによって行うものとする。

（問題の処理）

第3条　乙は、特定福祉用具の販売に関し居宅要介護被保険者との間になんらかの問題が生じたときは、これを乙の責任のもとに処理しなければならない。

（契約の解除）

第4条　甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙がこれにより被る損害については、甲は、その責めを負わない。

（契約の期間）

第5条　この契約の期間は、契約締結の日から令和　　年3月31日までとする。ただし、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、当該期間を1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（変更の届出）

第6条　乙は、この契約の締結後において、乙の所在地、名称又は代表者に変更が生じたときは、速やかに甲に書面によりその旨を届け出なければならない。

（協議）

第7条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

　　　　年　　月　　日

甲　　磐田市国府台３番地１

　　　磐田市長　　草地　博昭　　　印

乙　　所在地

　　　名称

　　　代表者　　　　　　　　　　　印